

講義録レポート

講 座	証券アナリスト	科目①	職業倫理行為基準
目標年	2014年合格目標	科目②	
コース	2次 科目別学習解説セミナー	回 数	1 回

収録日	2014 年 1 月 7 日		
講師名	谷口 先生	講義録 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		補助資料 枚数	4 枚 ※表紙含む

講義構成	講義（ 26 ）分		
使用教材	①		
	②		
	③		
	④		
配布物	有 . 無		
	①		
	②		
	③		
正誤表	有 . 無	枚	
備考			

証券アナリスト 講義録			科目 職業倫理	コース 2次科目別 学習解説S	回数 4
-------------	--	--	------------	-----------------------	---------

配布物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 谷口 先生
	★実力テスト：あり []	なし		
	◇配布物なし			

テキスト ページ	黒板 内 容
	◎どの行為が ◎どの基準に ・なぜ抵触 事例 基準 要するに 具体的に 具体的 抽象的

職業倫理・行為基準

1. 出題の概要

- 「証券アナリスト職業行為基準」・・・協会の自主ルール
- 配点 60/420 点
- 出題形式

平成 19 年までは、大問 3 つともすべて仮想事例の問題でした。しかし、平成 20 年から平成 24 年は、大問 2 つが仮想事例問題（すべて記述問題）、大問 1 つが基準の意義や趣旨等について問う問題（選択肢問題・穴埋問題・記述問題）になっています。なお、大問ごとの出題内容は、大きく次の 4 分野に分類できます。

- a) 基準の定義や趣旨等の問題
- b) アナリスト及びファンドマネジャー関係の問題
- c) インサイダー取引関係の問題
- d) 営業関係等の問題

<分野別の出題>

	H21	H22	H23	H24	H25
a) 基準の意義や趣旨等	第 1 問	第 1 問	第 1 問	第 1 問	第 1 問
b) アナリスト、FM		第 2 問	第 3 問	第 3 問	第 3 問
c) インサイダー		第 3 問		第 2 問	
d) 営業関係等	第 2 問 第 3 問		第 2 問		第 2 問

2. 仮想事例の問題

問題

P 銀行の W 支店に勤める山下さん（検定会員）は、B R I C s の経済は強く、これらの国の通貨は長期的に上昇すると考えていたので、元本割れのリスクはあるが高いリターンが期待できる「LMNハイイールド債ファンド」に注目した。このファンドは P 銀行社内での評価も高く、インカムゲインの大部分を毎月分配し、キャピタルゲインは年 2 回分配する。

毎月分配金が出るファンドであることから、基本的に年金の給付と預金の取り崩しで生活を営む林さんに、「LMNハイイールド債ファンド」を勧めてみようと考えた。林さんは、元本が保証されている個人向け国債しか投資経験がない。山下さんは毎月分配金が出る点のみを説明し「LMNハイイールド債ファンド」を林さんに推奨した。なお、当該ファンドは運用方針が最近変更され、ファンド・マネジャーが交替しているが、このことは林さんに伝えていない。

問 上記の山下さんの行為について、証券アナリスト職業行為基準（ただし、2. 総則を除く）に照らして、基準に抵触すると考えられる行為を 3 つ指摘し、該当する条項を（例えば、1 (2) イのように末端の記号まで）挙げ、その理由を簡潔に記しなさい。

○解答の要点

- ①リスク許容度の小さい林さんに、リスクの高い「LMNハイイールド債ファンド」を推奨した点。
→基準4(2)に抵触
- ②毎月分配金が出る点のみを説明し、ファンドの基本的特徴や元本割れのリスクなどがあることを十分に説明していない点。
→基準4(3)ロ、基準3(3)に抵触。加えて基準6(2)注意義務に抵触する。
- ③「LMNハイイールド債ファンド」の運用方針が最近変更され、ファンド・マネジャーが交替していることを林さんに伝えていない点。
→基準4(3)イに抵触。

3. 証券アナリスト職業行為基準

1. 定 義

この基準における主な用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「会員」とは、個人会員（検定会員および一般会員ならびに個人賛助会員）をいう。ただし、基準「5. 不実表示に係る禁止等」に定める会員には、法人会員および証券分析業務を行う法人賛助会員を含む。
- (2) 「証券分析業務」とは、証券投資に関する諸情報の分析と投資価値の評価とに基づく投資情報の提供、投資推奨または投資管理をいう。
- (3) 「信頼関係」とは、会社とその役員、信託の受益者と受託者、証券の発行者と引受人、年金基金とその理事、顧客と投資顧問業者等、一方が相手方の信頼を受けて、専門的業務または相手方の授権に基づく業務を行う関係をいう。
- (4) 「信任義務」とは、信頼関係に基づき信頼を受けた者が、相手方に対して真に忠実に、かつ職業的専門家としての十分な注意をもって行動する義務をいう。
- (5) 「実質的保有」とは、証券の名義人であるか否かにかかわらず、当該証券に関する経済的利害が当人に帰属する場合の保有その他の関係をもつことをいう。
- (6) 「重要な情報」とは、特定の証券の発行者に係る情報であって、一般の投資者の投資判断または証券の価格に重大な影響を与えるものをいう。

2. 総 則

- (1) 会員は、証券分析業務のもつ重要な社会的役割にかんがみ、誠実に職務を励行し、互いに証券アナリストの社会的信用および地位の向上に努めなければならない。
- (2) 会員は、常に証券分析に関する理論と実務の研鑽に精進し、その職務にふさわしい専門能力を維持し、向上させなければならない。
- (3) 会員は、証券分析業務を行うに当たって、専門的見地から適切な注意を払い、公正かつ客観的な判断を下すようにしなければならない。
- (4) 会員は、関係法令ならびに本協会の定款、規則およびこの職業行為基準を遵守しなければならない。
- (5) 法人会員および法人賛助会員は、本基準を尊重し、その役職員または構成員である会員が関係法令ならびに本協会の定款、規則およびこの職業行為基準に違反することのないよう必要な指導を行うとともに、会員による証券分析業務の独立性および客観性が確保されるよう努めなければならない。

3. 投資情報の提供等

会員は、投資情報の提供、投資推奨または投資管理を行う場合には、次の事項を守り、合理的な根拠をもつ適正な表示に努めなければならない。

- (1) 綿密な調査・分析に基づく合理的かつ十分な根拠をもつこと。この場合、それを裏付ける適切な記録を相当期間保持するように努めるものとする。
- (2) 事実と意見とを明確に区別すること。
- (3) 重要な事実についてすべて正確に表示すること。
- (4) 投資成果を保証するような表現を用いないこと。
- (5) 顧客または広く一般に提供する投資情報の作成に当たり、他人の資料を利用する場合には、出所、著者名を明示するなど慎重かつ十分な配慮をしなければならない。

4. 投資の適合性の確認等

会員は、投資情報の提供、投資推奨または投資管理を行う場合には、次の事項を守らなければならない。

- (1) 顧客の財務状況、投資経験、投資目的を十分に確認すること。また、必要に応じてこれらの情報を更新（最低でも年1回以上）すること。
- (2) 顧客の状況、ニーズ、投資対象およびポートフォリオ全体の基本的特徴など関連する要素を十分に考慮して、投資情報の提供、投資推奨または投資管理の適合性と妥当性を検討し、顧客の投資目的に最も適合する投資が行われるよう常に配慮すること。
- (3) 次の事項を顧客に開示すること。
 - イ. 投資対象の選定またはポートフォリオの構築を行う際に適用する基本的原則と手法およびこれらについての重大な変更
 - ロ. 個々の投資対象の基本的特徴

5. 不実表示に係る禁止等

- (1) 会員は、次に掲げる事項について不実表示をしてはならない。
 - イ. 会員が顧客に対して行うことができる証券分析業務の種類、内容および方法その他証券分析業務に係る重要な事実
 - ロ. 会員が有する資格
- (2) 会員は、自己またはその所属する会社が達成しまたは達成することが合理的に期待される投資管理の成果を、顧客または広く一般に提示するときは、公正、正確かつ十分な提示が行われるよう合理的な努力をしなければならない。
- (3) 投資管理の成果の提示が、本協会の採用するグローバル投資パフォーマンス基準のすべての必須基準に準拠しているときは、公正、正確かつ十分な提示が行われたものと認める。

6. 受任者としての信任義務

- (1) 会員は、証券分析業務を行うに当たっては、顧客その他信任関係にある者の最善の利益に資することのみに専念しなければならない。自己および第三者の利益を優先させてはならない。
- (2) 会員は、前項の業務を行う場合には、その時々具体的な状況の下で、専門家として尽すべき注意、技能、配慮および勤勉さをもってその業務を遂行しなければならない。

7. 利益相反の防止および開示等

- (1) 会員は、公正かつ客観的な証券分析業務の遂行を阻害すると合理的に判断される事項を、顧客に開示しなければならない。
- (2) 証券分析業務のうち顧客に対する投資情報の提供または投資推奨（以下「投資推奨等」という。）の業務に従事する会員は、顧客に投資推奨等を行う証券の実質的保有をしてはならない。ただし、公正かつ客観的な証券分析業務の遂行が阻害されることがないと合理的に判断される場合において、投資推奨等において当該証券の実質的保有の事実が顧客に開示されるときは、この限りでない。
- (3) 投資推奨等の業務に従事する会員は、投資推奨等を行う場合は、自己が実質的保有をしましたはそれが見込まれる証券の取引に優先して、顧客が当該投資推奨等に基づいて取引を行うことができるよう、十分な機会を与えなければならない。
- (4) 投資管理業務に従事する会員は、自己が実質的保有をしましたはそれが見込まれる証券の取引が、自己の関与する運用財産において行う取引の利益を損なうことがないよう、当該運用財産のための取引を自己の取引に優先させなければならない。
- (5) 会員は、顧客が同意した場合を除き、顧客との取引において当事者となりまたは自己の利害関係者の代理人となってはならない。
- (6) 会員は、(1)のほか次の事項を顧客に開示しなければならない。
 - イ. 会員が、その顧客に対して提供した証券分析業務の対価として、自己の所属する会社または団体以外から收受しまたは收受することを約束したあらゆる報酬
 - ロ. 会員が、その顧客に第三者の役務提供を受けることを推奨すること、またはその顧客を第三者に紹介することに関し て收受しもしくは收受することを約束した、すべての報酬

8. 未公開の重要な情報の利用の禁止等

- (1) 会員は、証券の発行者との信頼関係その他特別の関係に基づき当該発行者に係る未公開の重要な情報を入手した場合には、これを証券分析業務に利用し、または他の者に伝えてはならない。
- (2) 会員は、証券の発行者に係る未公開の重要な情報を入手した場合において、その情報が信頼関係その他特別の関係に基づく義務または法令もしくは関係諸規則に違反して伝えられたことを知りまたは知りうべきときは、これを証券分析業務に利用し、または他の者に伝えてはならない。
- (3) 会員は、証券の発行者に係る未公開の重要な情報を発行者から直接入手した場合において、その発行者が当該情報を公表することが適当と判断されるときは、発行者に対しその公表を働きかけるよう努めるものとする。

9. その他の行為基準

- (1) 会員は、証券分析業務を行う場合には、すべての顧客を公平に取り扱うようにしなければならない。
- (2) 会員は、自己の証券保有や個人的取引によって、公正かつ客観的な証券分析業務の遂行を阻害しないよう注意しなければならない。
- (3) 会員は、証券分析業務を行う場合には、証券の発行者等との関係において、独立性と客観性を保持するよう注意し、公平な判断を下さなければならない。
- (4) 会員は、証券分析業務を行う場合には、当該業務の依頼者である顧客に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 会員は、検定会員等の会員称号を使用する場合には、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

以 上